

低炭素建築物新築等計画に係る 技術的審査料金規程

頁 No.1 / 3

LR-03-09

2013年1月31日制定

2025年2月17日改訂

2025年4月1日施行

この規程は、別に定める「一般財団法人 日本建築センター 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程」（以下、「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人 日本建築センター（以下、「財団」という。）が実施する都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第53条第1項の低炭素建築物新築等計画の法第54条第1項に定める認定基準への適合に係る技術的審査業務に係る審査料金について、必要な事項を定める。

なお、審査料金等には、消費税を含むものとする。（い）（ろ）（に）

1. 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金

- (1) 財団が実施する低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金の額は、1依頼につき、法第54条第1項に定める認定基準のうち、所管行政庁が定める区分に応じて次に掲げる額とする。（い）（ろ）（に）（へ）（ち）

1) 法第54条第1項第1号に係る技術的審査料金

依頼の別及び用途により、表1、表2に掲げる額とする。（ほ）（ち）

依頼の別 及び用途	共同住宅等 又は複合建築物 の住宅部分	非住宅建築物 又は複合建築物 の非住宅部分	複合建築物
	表1	表2	表1 + 表2

※複合建築物とは住宅部分及び非住宅部分の両方の用途に供する建築物をいう。
※令和4年9月30日以前に住戸のみの認定を受けている建築物の変更申請の場合は表1の「a) 住戸」部分のみとする。

表1 「住宅部分」の依頼に係る技術的審査料金

審査対象		技術的審査料金
a) 住戸		145,200+M×3,630円
b) 共用部分	共用部分の床面積の合計	
	500㎡以内のもの	145,200円
	500㎡を超え、2000㎡以内のもの	193,600円
	2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	302,500円
	5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	508,200円
	10,000㎡を超えるもの	726,000円
c) 住戸及び共用部分		a) 住戸 + b) 共用部分

※M：技術的審査対象住戸数を示すものとする。

低炭素建築物新築等計画に係る 技術的審査料金規程

頁 No.2/3

LR-03-09

2013年1月31日制定

2025年2月17日改訂

2025年4月1日施行

表2 「非住宅部分」の依頼に係る技術的審査料金

対象床面積の合計	技術的審査料金	
	標準入力法等	モデル建物法
1,000㎡以内のもの	484,000 円	264,000 円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	550,000 円	319,000 円
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	638,000 円	363,000 円
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	748,000 円	440,000 円
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	891,000 円	539,000 円
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	1,210,000 円	693,000 円
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	1,727,000 円	891,000 円
100,000㎡を超え、200,000㎡以内のもの	2,310,000 円	1,100,000 円
200,000㎡を超え、300,000㎡以内のもの	3,113,000 円	1,441,000 円
300,000㎡を超え、500,000㎡以内のもの	3,806,000 円	1,738,000 円
500,000㎡を超えるもの	4,389,000 円	1,969,000 円

2) 法第54条第1項第2号に係る技術的審査料金
11,000円

3) 法第54条第1項第3号に係る技術的審査料金
11,000円

(2) 既に財団から適合証が交付された計画について、その計画を変更して依頼する場合に係る技術的審査料金の額は、以下により計算した額を合計した額とする。ただし、財団以外の者から適合証が交付された計画について、その計画を変更して依頼する場合に係る技術的審査料金は、新たに当該計画に係る技術的審査の依頼を受けたものとして(1)に規定する額とする。(い)(ろ)(は)(に)

1) 法54条第1項第1号の認定基準を変更の場合
(1)1)に規定する額に10分の7を乗じた額

2) 法54条第1項第2号の認定基準を変更の場合
11,000円

3) 法第54条第1項第3号の認定基準を変更の場合
11,000円

2. 技術的審査料金の減額

(1) 技術的審査の依頼を建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の2第1項の確認の申請又は同法第18条第4項の計画の通知と併せて行う場合は、1.(1)1)に規定する額に10分の9を乗じた額とする。(ただし、1.(2)に係るものは除く。)(ほ)(へ)(と)

低炭素建築物新築等計画に係る 技術的審査料金規程

頁 No.3/3

LR-03-09

2013年1月31日制定

2025年2月17日改訂

2025年4月1日施行

- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第3条第1項に規定する設計住宅性能評価の申請と併せて行う場合、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第1項若しくは第2項に規定する長期使用構造等確認の申請と併せて行う場合は、1.（1）1）表1に規定する額に10分の7を乗じた額とする。（ち）
- (3) 建築物のエネルギー性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項に定める計画の提出若しくは第12条第2項に定める計画の通知又は第30条第1項に定める認定基準への適合に係る技術的審査の申請と併せて行う場合は、1.（1）1）に規定する額に10分の7を乗じた額とする。（ただし、表1、表2のうち同一の申請部分に限る。）（ち）
- (4) 技術的審査を効率的に実施できる場合（類似する複数棟の依頼により設計図書が高度に標準化されている場合等）は、実費を勘案して技術的審査料金を減額することができる。
- (5) 2.（1）から（4）の適用にあたっては、金額が最小となるものいずれか1つを適用するものとする。（ち）
- (6) 2.（2）、（3）の減額の適用は、審査に同一の計算書を用いる場合に限る。（住宅の場合は同一の様式基準（建築物省エネ法施行規則第2条第1項第1号に基づく基準をいう。）を用いる場合を含む）（ち）
3. その他
適合証記載事項のうち、技術的審査が不要な事項の変更等により適合証を再交付するときの料金は、1通につき11,000円とする。（ろ）（に）（へ）

(附則) この規程は、2013年1月31日より施行する。

(附則) この規程は、2013年10月1日より施行する。（い）

(附則) この規程は、2016年4月1日より施行する。（ろ）

(附則) この規程は、2017年12月1日より施行する。（は）

(附則) この規程は、2021年4月1日より施行する。（に）

(附則) この規程は、2023年10月1日より施行する。（ほ）

(附則) この規程は、2024年4月1日より施行する。（へ）

(附則) この規程は、2024年12月27日より施行する。（と）

(附則) この規程は、2025年4月1日より施行する。（ち）